

認可外保育施設指導監督基準(平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の概要

- 1 保育に従事する者の数及び資格
 - ・主たる保育時間には、児童福祉施設最低基準に定める数以上の職員を配置する。ただし、2人を下回ってはならない。
 - ・保育従事者の3分の1以上は、保育士又は看護師の資格を有する者とする。
- 2 保育室等の構造設備及び面積
 - ・保育室(乳幼児1人当たり1.65㎡以上)、調理室及び便所を設ける。
 - ・保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
- 3 非常災害に対する措置
 - ・消火用具、非常口等の非常災害に必要な設備を設け、定期的な訓練を実施する。
- 4 保育室を2階以上に設ける場合の条件
 - ・乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること
- 5 保育内容
 - ・児童一人ひとりの心身の発育や発達を把握し、保育内容を工夫すること。
(児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針を理解することが不可欠であること。)
 - ・児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。
 - ・乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
 - ・保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
 - ・保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。
- 6 給食
 - ・調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
 - ・児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。
- 7 健康管理・安全確保
 - ・登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。
 - ・身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。
 - ・児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。
 - ・必要な医薬品その他の医療品を備えること。
 - ・児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。